
さいたま市文化芸術都市創造計画

素案

平成 2 5 年 3 月

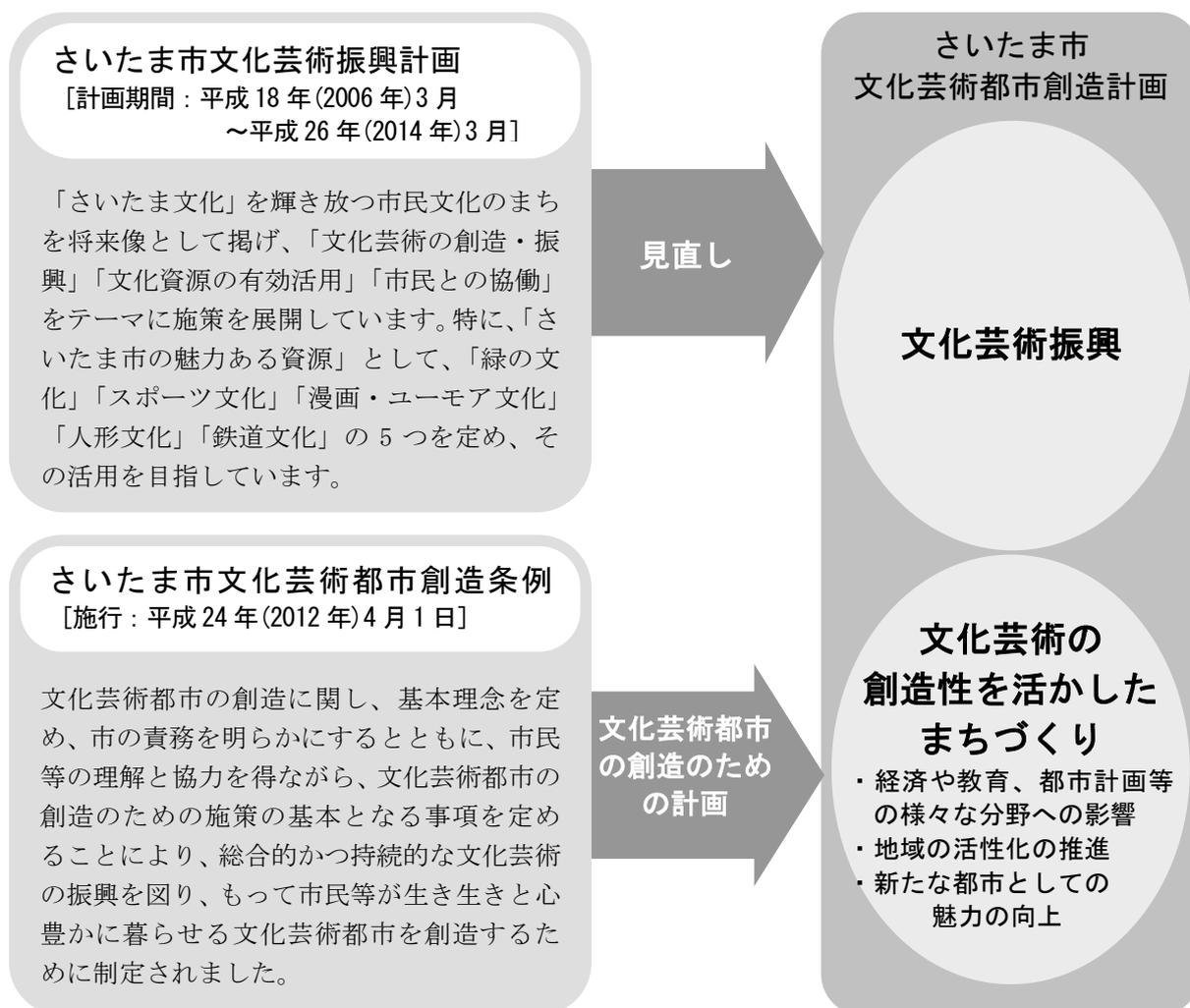
目 次

序. 計画の策定にあたって	
(1) 計画策定の目的	1
(2) 計画期間	1
(3) 計画の位置づけ	2
(4) 用語の定義	2
1. 文化芸術を取り巻く現状と課題	
(1) 文化芸術を取り巻く国内の動向	3
(2) 本市における文化芸術の現状と課題	6
2. 将来像及び基本理念	8
3. 「文化芸術都市」の実現に向けた数値目標	10
4. 施策展開の考え方	
(1) 施策体系の基本方針	11
(2) 施策展開の視点	11
5. 計画の内容	
■施策体系	13
施策1 文化芸術都市の創造のために必要な文化芸術活動の促進	15
施策2 文化芸術に対する子どもの感性の向上	17
施策3 伝統的・民俗的な文化芸術の継承と発展	19
施策4 文化芸術に対する理解及び関心の促進	20
施策5 地域に根ざした文化芸術に関する資源の発掘・保護・活用	22
施策6 多様な文化芸術に触れる機会の提供	26
施策7 文化芸術活動の場となる施設の充実	28
6. 計画の推進にあたって	30
■さいたま市文化芸術都市創造条例	31

序. 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の目的

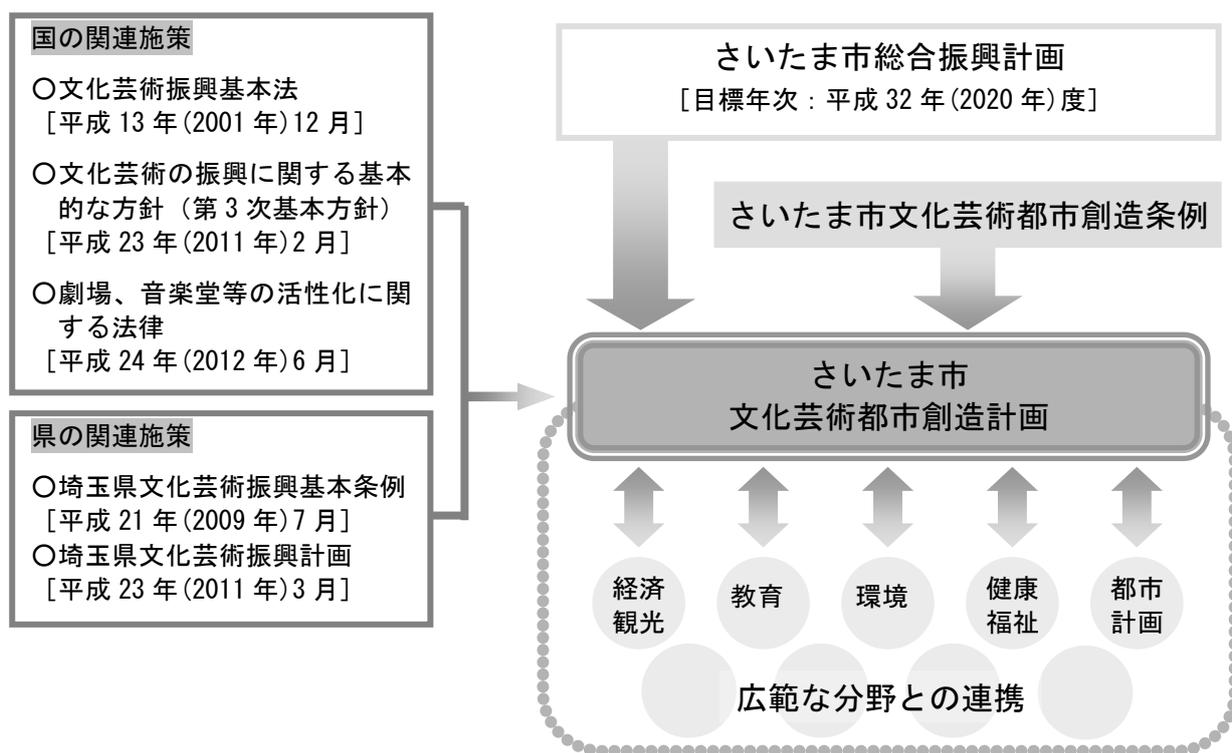
本計画は、総合的かつ持続的な文化芸術の振興を図り、もって市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市を創造することを目的とし制定された「さいたま市文化芸術都市創造条例」（施行：平成24年（2012年）4月1日）に基づき、その実現に向けた取り組みについて策定するものです。



(2) 計画期間

本計画の計画期間は、さいたま市総合振興計画の目標年次と合わせ、平成26年（2014年）度から平成32年（2020年）度までの7年間とします。

(3) 計画の位置づけ



(4) 用語の定義

本計画における「文化芸術」「文化芸術都市」「市民等」の用語については、「さいたま市文化芸術都市創造条例」に定義するとおりとします。

用語	定義
文化芸術	次に掲げる芸術等であって、盆栽、漫画、人形、鉄道といった地域の活性化及び都市としての魅力の増進に資するものをいう。 ア 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術 イ 芸能（伝統的又は民俗的な芸能に加え、落語、歌唱等の芸能をいう。） ウ 茶道、華道、書道その他の生活に係る文化 エ 囲碁、将棋その他の国民的娯楽
文化芸術都市	市民等が自主的に文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行い、又は文化芸術を享受することにより市民等の文化芸術以外の分野における活動が促進され、かつ、文化芸術の振興を契機として地域が活性化し、市民等が充実した生活を送ることができる活力のある都市をいう。
市民等	市内に居住し、通学し、通勤し、又は滞在する者、市内において事業活動を行う者及び市内において文化芸術活動を行う者をいう。

1. 文化芸術を取り巻く現状と課題

(1) 文化芸術を取り巻く国内の動向

現在、日本における文化芸術振興は、平成13年(2001年)に成立した「文化芸術振興基本法」を基軸として、平成23年(2011年)に決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)」^{*1}に基づき、進められています。

この中で、「文化芸術振興の基本的視点」において、文化芸術を「成熟社会における成長の源泉」と位置づけ、「従来、社会的費用として捉える向きもあった文化芸術への公共支援に関する考え方を転換し、社会的必要性に基づく戦略的な投資と捉え直す」としており、国家戦略として「文化芸術立国」の実現に向け、周辺領域への波及効果を目指す方向性が示されています。

文化庁では、文化芸術の持つ創造性を地域振興、観光・産業振興等に領域横断的に活用し地域課題の解決に取り組む地方自治体を「文化芸術創造都市」と位置付け、文化庁長官表彰、国内ネットワークやモデルの構築を通じ支援しています。

こうした中、日本各地において、文化芸術を活用した大規模なイベントの開催、市民・行政・芸術大学が共同で文化都市の創造に取り組むアートプロジェクトなど、多種多様な規模やテーマでまちづくりに寄与する文化芸術への取り組みが行われています。

また、劇場、音楽堂の活性化を図ることにより、実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、平成24年(2012年)6月に「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」^{*2}が施行され、劇場、音楽堂等の設置者・運営者、実演芸術団体等の関係者の連携協力、国・地方自治体による環境整備等に取り組むことなどが定められました。

※1：文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）

1 文化芸術振興の基本理念

(1) 文化芸術振興の意義

- ・文化芸術は、人々が心豊かな生活を実現していく上で不可欠なもの。何ものにも替え難い心のよりどころ（誇りやアイデンティティを形成）であって、国民全体の社会的財産。
- ・文化芸術は、創造的な経済活動の源泉、「ソフトパワー」であって、持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤となり、国力を高めるもの。
- ・心豊かな国民生活を実現するとともに、活力ある社会を構築して国力増進を図るため、文化芸術振興を国の政策の根幹に据え、今こそ新たな「文化芸術立国」を目指す。

(2) 文化芸術振興の基本的視点

「成熟社会における成長の源泉」

〔要約〕文化芸術は、社会的便益を有する公共財であり、また、子ども・若者や、高齢者、障害者、失業者、在留外国人等にも参加の機会を開く社会的基盤となり得る。従来、社会的費用として捉える向きもあった文化芸術への公共支援に関する考え方を転換し、社会的必要性に基づく戦略的な投資と捉え直し、長期的かつ継続的な視点に立って施策を講ずる。

「文化芸術振興の波及力」

〔要約〕国家戦略として「文化芸術立国」を実現するため、教育、福祉、まちづくり、観光・産業等の周辺領域への波及効果を視野に入れた文化芸術振興施策が求められており、創造都市の都市や「クール・ジャパン」の取組などにより、伝統文化からメディア芸術やデザイン、ファッション、食文化まで多彩な日本文化を積極的に発信するとともに、その価値を生み出す創造的人材の育成・集積を図る。

「社会をあげての文化芸術振興」

〔要約〕文化芸術振興の意義に対する国民の理解の上に、個人、企業、NPO・NGOを含む民間団体、地方公共団体、国など各主体が各々の役割を明確化しつつ、相互の連携強化を図り、社会を挙げて文化芸術振興を図る。

2 文化芸術振興に関する重点施策

- 重点戦略1：文化芸術活動に対する効果的な支援
- 重点戦略2：文化芸術を創造し、支える人材の充実
- 重点戦略3：子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実
- 重点戦略4：文化芸術の次世代への確実な継承
- 重点戦略5：文化芸術の地域振興、観光・産業振興等への活用
- 重点戦略6：文化発信・国際文化交流の充実

3 文化芸術振興に関する基本的施策

1. 文化芸術各分野の振興：芸術／メディア芸術の振興、伝統芸能の継承及び発展、芸能の振興、生活文化・国民娯楽及び出版物等の普及、文化財等の保存及び活用
 2. 地域における文化芸術振興
 3. 国際交流等の推進
 4. 芸術家等の養成及び確保等
 5. 国語の正しい理解
 6. 日本語教育の普及及び充実
 7. 著作権等の保護及び利用
 8. 国民の文化芸術活動の充実：国民の鑑賞等の機会の充実、高齢者・障害者等の文化芸術活動の充実、青少年の文化芸術活動の充実、学校教育における文化芸術活動の充実
 9. 文化芸術拠点の充実等：劇場・音楽堂等の充実、美術館・博物館・図書館等の充実、地域における文化芸術活動の場の充実、公共の建物等の建築等に当たっての配慮
10. その他の基盤の整備等

※ 2 : 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（概要）

1. 趣旨

我が国の劇場や音楽堂、文化会館、文化ホール等（以下「劇場、音楽堂等」という。）に係る現状や課題を踏まえ、文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現等に寄与する。

《現状》

- 我が国における劇場、音楽堂等としての機能を有している施設の多くは、文化会館や文化ホールといった文化施設であり、また多目的に利用される場合が多い。
- これら文化施設における文化芸術活動は、多くの場合は、貸館公演が中心となっている。

《主な課題》

- 文化施設の劇場、音楽堂等としての機能が十分に発揮されていない。
- 実演芸術団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、相対的に地方では多彩な実演芸術に触れる機会が少ない。

2. 概要

- ①「劇場、音楽堂等」、「実演芸術」の定義（第2条）
- ②劇場、音楽堂等の事業（第3条）
- ③劇場、音楽堂等を設置・運営する者の役割（実演芸術の水準向上等）（第4条）
- ④実演芸術団体等の役割（実演芸術に関する活動の充実等）（第5条）
- ⑤国の役割（劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策の策定、実施）（第6条）
- ⑥地方公共団体の役割（地域の特性に応じた施策の策定、実施）（第7条）
- ⑦関係者等（劇場、音楽堂等を設置・運営する者、実演芸術団体等、国及び地方公共団体）の相互の連携及び協力（第8条）
- ⑧国及び地方公共団体の財政上・金融上・税制上等の措置（第9条）
- ⑨国際的に高い水準の実演芸術の振興等（第10条）
- ⑩国際的な交流の促進（第11条）
- ⑪地域における実演芸術の振興（第12条）
- ⑫人材（制作者、技術者、経営者、実演家等）の養成及び確保等（第13条）
- ⑬国民の関心と理解の増進（第14条）
- ⑭学校教育との連携（第15条）
- ⑮劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針の策定（文部科学大臣）（第16条）

(2) 本市における文化芸術の現状と課題

さいたま市は、平成13年(2001年)に誕生し、平成17年(2005年)には岩槻市との合併を遂げたことにより、10区から構成される現在の本市の姿になりました。埼玉県の行政、経済、文化芸術の中心として大きな役割を担っており、県内外から注目を浴びています。平成18年(2006年)3月に、「さいたま市文化芸術振興計画」を策定し、さいたま市としてのアイデンティティや10区のそれぞれのアイデンティティを確立し、地域に根ざした文化を生かした豊かな市民生活の実現を目指した取り組みを進めてきました。

本計画の策定にあたり、これまでの文化芸術振興における施策の進捗状況、その成果の指針となる市民等の文化芸術活動状況、市外から見た都市イメージ等を把握し、多角的な視点から本市の文化芸術に関する現状と課題を明らかにするため、「市民意識調査」「文化芸術活動団体調査」「市民文化芸術活動状況調査」、関東地方居住者を対象とした「さいたま市イメージ調査」を実施しました。それらの結果を踏まえ、以下に示す4つの視点から、本市の現状と課題を整理します。

①文化芸術活動状況

本市では、市民等による文化芸術活動を促進するため、「さいたま市文化芸術振興計画」に基づき、様々な支援を行うとともに、多様な分野において鑑賞等の機会の充実に努めてきました。

しかしながら現状では、日常的に文化芸術活動を行う市民はごく一部にとどまり、全く行わない市民も半数近く見られます。また、日常的に行っている市民においても、観覧や鑑賞等の受動的な活動が中心であり、自主的な活動を行っている市民は非常に少ない状況にあります。

その中でも、若い世代においてその傾向が顕著であるため、若者への働きかけが課題となっています。

②文化芸術を取り巻く環境

本市には、20を超える博物館・美術館(公立私立を含む)、59の公民館、19のコミュニティセンター、24の図書館に加え、文化センターや市民会館、プラザイースト・ウエスト・ノース等の施設があります。また、施設整備に加え、市民等の文化芸術活動の振興に対しても様々な支援を行っています。本市のこうした取り組みに対しては、市民から一定の評価は得られています。

しかしながら、文化芸術活動を行う施設の稼働率については、同じ施設内でも機能毎にばらつきがあり、稼働率の低い施設も見られます。また、文化団体からは、さらなる活動の場の充実が求められているほか、会員や後継者の確保も課題となっています。

③本市の文化芸術資源

平成23年（2011年）5月、本市誕生から10年を迎え、かつて4つの都市において育まれてきた多様な歴史と文化は、10区の個性として花開きました。また、さいたま市の魅力ある資源である「盆栽」「漫画」「人形」「鉄道」をはじめ市民等の文化芸術活動によって「さいたま市らしさ」が育まれています。

本市の主な文化芸術資源のうち市民の認知度が高いのは、「大宮氷川神社」「鉄道博物館」「岩槻の人形」「大宮盆栽村」「さいたま芸術劇場」等です。一方で、本市を代表し広く発信すべき資源として、「盆栽」「鉄道」に加え、「音楽」が挙げられています。

さらに、こうした文化芸術資源を支えているのは、盆栽や人形等に関わる職人、音楽をはじめ活発に行われている文化芸術を牽引する芸術家等であり、こうした人々は、本市における文化芸術を支える貴重な財産といえます。

また、国宝2件、国指定特別天然記念物1件を含む、500件以上の指定文化財もあり、この貴重な文化財を次世代へ継承していくことが求められます。

④本市のイメージ・文化芸術を活かしたまちづくり

本市では、これまでさいたま市らしさにあふれた「さいたま文化」の創造・発信を目指し、文化芸術の振興を推進してきました。

しかしながら現状で、本市のイメージとして高いのは「交通の利便性が高いまち」「スポーツの盛んなまち」「関東の主要都市」等であり、「文化的なまち・芸術のまち」としてのイメージは、市民及び関東地方の居住者ともに低い状況にあります。さらに、本市に対して具体的なイメージを持たない関東地方の居住者も少なくない状況です。

一方で、「交通の利便性が高いまち」のイメージが市内外で高いことや、市民及び在勤者による本市の魅力として「都心に近い」「交通の便が良い」等が挙げられていることから、来訪促進には有利な環境にあり「コンサートやイベントの多さ」は在住者に比べ在勤者から評価が高いことから、在勤者の多い周辺市町村からの集客促進も可能性が高いといえます。

また、文化芸術を活かしたまちづくりに向けて、「伝統的な文化の保存と活用」「観覧等への参加機会の充実」に加え、「大規模な文化芸術イベントの開催」「新しい文化資源の発掘と育成」等の施策が求められています。

2. 将来像及び基本理念

本市は、平成18年（2006年）3月に「さいたま市文化芸術振興計画」を策定し、「さいたま文化」を輝き放つ市民文化のまちをめざし、各種施策を推進してきましたが、市民意識調査の結果では「文化的なまち・芸術のまち」としてのイメージは決して高くない状況にあり、また、文化芸術の振興に関する課題は少なくありません。このような状況の下、市民等が主体となる文化芸術の振興と、古くから培われてきた文化芸術の持つ伝統と新しい文化芸術の持つ創造性により、本市の経済や教育、都市計画等の様々な分野に影響を与え、地域の活性化を図り、新たな都市としての魅力を高めるため、「さいたま市文化芸術都市創造条例」に基づき、本計画における将来像と基本理念を以下のように定め、総合的かつ持続的な文化芸術の振興と文化芸術を活かしたまちづくりを推進します。

<将来像>

生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市

本計画が目指す「生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市」をよりわかりやすく表現すると、以下のようなまちの姿となります。

○市民等が主体的に文化芸術活動に参画するまち

文化芸術を自ら創造する、あるいは文化芸術活動に関わるイベントを開催する、文化芸術を支えるボランティアとして活動するなど、市民等の主体的な文化芸術活動が活発なまちです。

○幅広い文化芸術と気軽に触れあえるまち

文化芸術が市民の生活や地域に溶け込み、だれもが気軽に多様な文化芸術に触れあう機会があり、一人ひとりが興味のある文化芸術を自分に合った方法で楽しめるまちです。

○文化芸術を世界へ発信するまち

世界共通語である「Bonsai（盆栽）」をはじめとする多彩な地域資源を活用するとともに、新たな取り組みや情報発信を行い、「文化芸術のまち」として国内外に広く知られるまちです。

○文化芸術の創造性によって活力にあふれるまち

文化芸術の創造性を活かしたイベントの開催や文化芸術を通じた交流が活発に行われ、そこに暮らす人々や地域経済など、地域全体が活力にあふれているまちです。

<基本理念>

文化芸術都市の創造に当たっては、

- ①市民等が愛着と誇りを持つことができる活力のある都市の形成の推進が図られるものとする。
- ②市民等の自主性が尊重されるとともに、市民等の文化芸術に対する理解及び関心が深められることにより、市民等の生活の充実が図られるものとする。
- ③市及び市民等が相互に連携し、及び協力することにより、文化芸術の振興が効果的に図られるものとする。
- ④地域で育まれてきた文化芸術の保存及び活用並びに新たな文化芸術に配慮された環境の整備が図られるものとする。
- ⑤子どもから高齢者まで広く、文化芸術に親しむこと又は文化芸術活動を行うことができるための適切な支援が図られるものとする。

<基本施策>

1. 文化芸術都市の創造のために必要な文化芸術活動の促進
2. 文化芸術に対する子どもの感性の向上
3. 伝統的・民俗的な文化芸術の継承と発展
4. 文化芸術に対する理解及び関心の促進
5. 地域に根ざした文化芸術に関する資源の発掘、保護、活用
6. 多様な文化芸術に触れる機会の提供
7. 文化芸術活動の場となる施設の充実
8. 関係団体等との連携、地域経済の活性化、産業の振興

3. 「文化芸術都市」の実現に向けた数値目標

「生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市」の実現に向け、文化芸術活動の活性化や文化芸術を活かしたまちづくりの観点から、次の数値目標を設定します。

①文化芸術活動へ参加率の向上

市民等の文化芸術活動の促進のため、文化芸術活動への参加率を数値目標に設定し、参加率の向上を目指します。

○満20歳以上の市民による「年1回以上の文化芸術活動」参加率

平成24年度 51.5% → 平成32年度 80%

○満20歳以上の市民による「週1回以上の文化芸術活動」参加率

平成24年度 6.4% → 平成32年度 10%

※平成24年度の参加率の値は、市民意識調査の結果による

②文化芸術活動を含む年間来訪者数の向上

さいたま市における文化芸術を活用した地域経済の活性化、観光分野との連携や観光の振興を図るため、文化芸術分野を含む年間来訪者数を数値目標に設定し、来訪者の拡大を目指します。

平成24年実績 〇〇万人 → 平成32年 3,000万人

※来訪者数は、入込観光客「推計」調査を参考にしており、各施設が独自に集計している入場者数等の総計で、入込観光客数を指します。

③「文化的なまち・芸術のまち」のイメージ向上

文化芸術に関する多彩な地域資源を活かした都市イメージの向上を図るため、さいたま市のイメージにおける「文化的なまち・芸術のまち」を数値目標に設定し、「文化的なまち・芸術のまち」のイメージ向上を目指します。

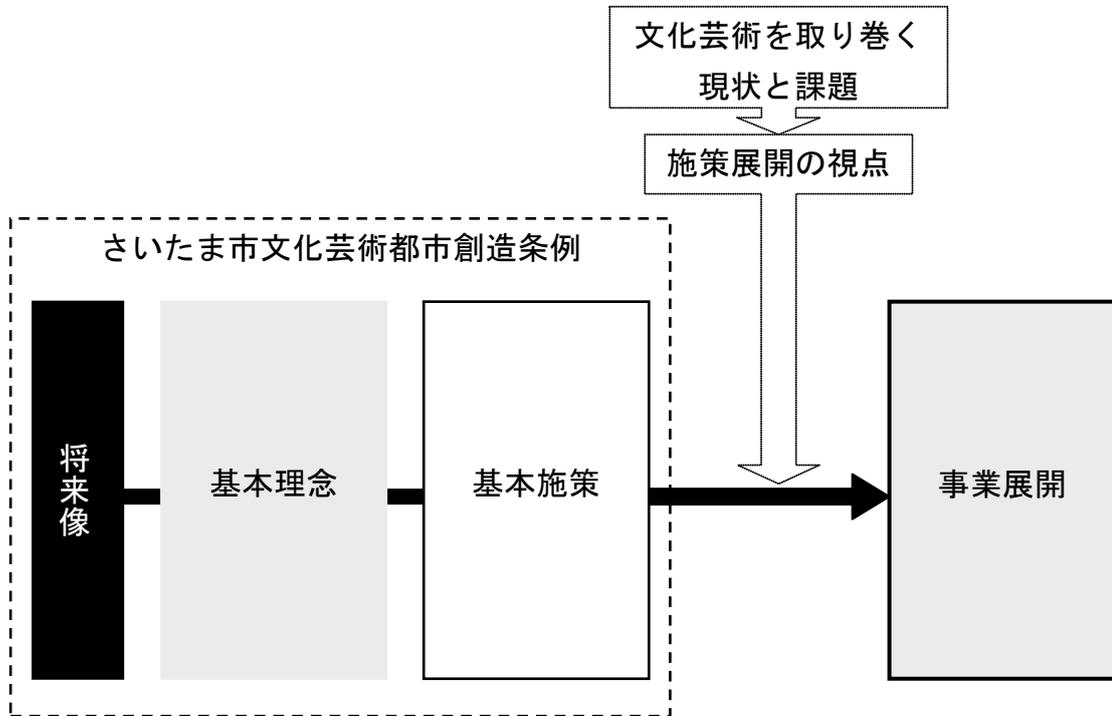
○在住者 平成24年度 13.7% → 平成32年度 25%

○在勤者 平成24年度 12.5% → 平成32年度 25%

4. 施策展開の考え方

(1) 施策体系の基本方針

条例に基づく「将来像」「基本理念」「基本施策」を基盤とし、施策展開の視点を踏まえて、具体的な事業を推進します。



(2) 施策展開の視点

さいたま市文化芸術都市創造条例の基本理念に基づく施策を展開するにあたっては、本市の文化芸術に関する現状と課題を理解した上で、以下の内容を取り組みの基本的な視点として踏まえる必要があります。

① 文化芸術活動の活性化

文化芸術活動の活性化を図るためには、市民等の一人ひとりが創造力を発揮し文化芸術を楽しめる環境を整え、継続的に支援していくことが重要です。また、文化芸術に対する理解と関心を深めるために、世代や興味に合わせた柔軟なテーマに基づく事業の展開を図り、これまで文化芸術に対して興味を持たなかった市民等の参画を促進するとともに、将来の文化芸術活動の担い手である子どもや青少年が文化芸術に接する機会を充実していくことが必要です。

②文化芸術活動を支える環境の充実

生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の実現に向けて、市民等が活発に文化芸術活動を行うことができる環境づくりが求められています。そのためには、文化芸術活動を支えている既存の文化施設等の機能充実を図るとともに、施設の有効的な活用が必要です。また、施設などのハード面に加え、個人や団体が文化芸術活動をする際の情報発信に関する支援や文化芸術事業に関する情報提供の強化が必要です。

③さいたま市の文化芸術資源の活用

本市には、「盆栽」「漫画」「人形」「鉄道」といった4つの魅力ある資源に加え文化芸術を支える人材、施設、文化財など多くの文化芸術資源があり、これらの活用が求められます。

その活用にあたっては、本市の4つの魅力ある資源の積極的な活用、すでに発信力のある認知度の高い文化芸術や施設等の活用、地域の文化芸術を支える人材の活用及び将来に向けた育成、文化財の活用を通じた地域の誇りの醸成が必要です。

④文化芸術の創造性を活かしたまちづくりの推進

本市の「文化的なまち・芸術のまち」としてのイメージは低い状況にあるため、文化芸術を活かしたまちづくりの推進が求められています。

そのためには、古くから培われてきた伝統的な文化の保存・活用、新たな文化資源の発掘や育成、文化芸術をテーマにしたインパクトのあるプロジェクト展開による本市の発信力の強化、文化芸術を活用した新たな産業の育成などの施策を展開し、まちづくりを推進していくことが重要です。

5. 計画の内容

■ 施策体系

「将来像」
生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市

基本理念	基本施策	事業展開	具体的な取り組み
<p>①市民等が愛着と誇りを持つことができる活力のある都市の形成</p> <p>②市民等の自主性が尊重されるとともに、市民等の文化芸術に対する理解及び関心が深められることによる、市民等の生活の充実</p> <p>③市及び市民等が相互に連携し、及び協力することによる、文化芸術の効果的な振興</p> <p>④地域で育まれてきた文化芸術の保存及び活用並びに新たな文化芸術に配慮された環境の整備</p> <p>⑤子どもから高齢者まで広く、文化芸術に親しむことや文化芸術活動を行うことができるための適切な支援</p>	<p>施策 1 文化芸術都市の創造のために必要な文化芸術活動の促進</p>	<p>1-1. 文化芸術活動に関わる人材の育成・支援</p> <p>1-2. 情報基盤の拡充</p>	<p>○芸術家の支援 ○文化芸術事業の企画・運営に関わる人材の育成 ○文化団体の交流の促進</p> <p>○文化ボランティアの活性化 ○文化団体の活動支援 ○文化芸術活動に対する顕彰</p> <p>○文化芸術に関わる人材・団体情報の収集・提供 ○文化団体の情報発信に対する支援</p>
	<p>施策 2 文化芸術に対する子どもの感性の向上</p>	<p>2-1. 子どもの文化芸術教育の推進</p> <p>2-2. 子どもの鑑賞・発表・体験機会の充実</p>	<p>○未就学児に対する鑑賞・体験機会の充実 ○学校等との連携を通じた文化芸術教育の推進</p> <p>○子どもを対象にした鑑賞・体験機会の充実 ○子どもを対象にした発表機会の充実</p>
	<p>施策 3 伝統的・民俗的な文化芸術の継承と発展</p>	<p>3-1. 伝統的・民俗的な文化芸術の継承</p> <p>3-2. 伝統的・民俗的な文化芸術の振興</p>	<p>○伝統的・民俗的な文化芸術に対する支援 ○伝統的・民俗的な文化芸術に関わる鑑賞及び参加機会の充実</p> <p>○伝統的・民俗的な文化芸術の活用・発信</p>
	<p>施策 4 文化芸術に対する理解及び関心の促進</p>	<p>4-1. 鑑賞機会の充実</p> <p>4-2. 活動への参加機会の充実</p> <p>4-3. 鑑賞・参加機会に関する情報収集・提供</p>	<p>○身近な鑑賞機会の創出 ○魅力ある文化芸術の鑑賞機会の提供</p> <p>○発表機会の充実 ○体験機会の充実</p> <p>○文化芸術事業に関する情報収集・提供</p>
	<p>施策 5 地域に根ざした文化芸術に関する資源の発掘・保護・活用</p>	<p>5-1. 盆栽文化の振興</p>	<p>○大宮盆栽美術館の活性化 ○盆栽に関わる産業振興、発信力の強化</p> <p>○大宮盆栽美術館周辺のまちづくりの推進 ○市民等との接点の拡大</p>
		<p>5-2. 漫画文化の振興</p>	<p>○漫画会館の活性化 ○情報発信力の強化</p> <p>○ユーモアスクエアの活性化 ○漫画文化に関わる人材育成</p>
		<p>5-3. 人形文化の振興</p>	<p>○（仮称）岩槻人形会館の整備 ○市民等との接点の拡大</p> <p>○人形に関わる産業振興</p>
<p>5-4. 鉄道文化の振興</p>		<p>○鉄道博物館等との連携強化 ○鉄道文化に関わる情報発信力の強化</p> <p>○鉄道に関わる人材活用</p>	
<p>5-5. 地域に根ざした文化芸術の振興</p>		<p>○地域に根ざした文化芸術資源の活用</p> <p>○地域に根ざした文化芸術資源の発信</p>	
<p>5-6. 文化財の保護・活用</p>		<p>○文化財の保護・活用</p> <p>○文化財の発信</p>	
<p>施策 6 多様な文化芸術に触れる機会の提供</p>	<p>6-1. 文化芸術を活かしたシンボル事業の開催</p> <p>6-2. 文化芸術資源を活かした都市空間の形成</p> <p>6-3. 文化芸術を通じた交流の促進</p>	<p>○文化芸術を活用した大規模イベントの検討</p> <p>○文化芸術資源を活かしたまちなみづくり</p> <p>○国際的な文化芸術イベントを通じた交流 ○本市とゆかりのある都市との交流</p>	
<p>施策 7 文化芸術活動の場となる施設の充実</p>	<p>7-1. 文化芸術の活動の場となる施設の機能向上・充実</p> <p>7-2. 文化施設の情報機能の充実</p>	<p>○施設機能・設備の選択と集中 ○利用プロセスの利便性向上</p> <p>○利用者により優しい施設の創出</p> <p>○文化施設の情報機能の強化 ○文化芸術関連施設間のネットワークの強化</p>	

↑ ↑ ↑ ↑

施策を実施する上での考え方
関係団体等との連携、地域経済の活性化、産業振興

施策1 文化芸術都市の創造のために必要な文化芸術活動の促進

【施策の基本的な考え方】

文化芸術都市の創造にあたっては、市民、文化団体、芸術家等が行う主体的な文化芸術活動を支援するとともに、こうした文化芸術活動を支えるボランティア等の育成や文化芸術を通じた交流の促進を図ります。

【今後の取り組み】

1-1. 文化芸術活動に関わる人材の育成・支援

市内で活発に活動している芸術家や文化団体、また、文化芸術活動を支えるボランティアや文化芸術事業の企画や運営を担うことのできる人材の育成・支援を行います。

○芸術家の支援

市内で活躍する芸術家に対し、活動や発表の場の提供を行います。

<取り組み例>

- ・文化芸術事業における芸術家の起用
- ・文化芸術に関する人材や団体の情報を収集・提供する人材情報バンク事業の充実

○文化ボランティアの活性化

ボランティアスタッフの活動機会を充実し、文化芸術活動を支える人材の育成を図ります。また、市が行う文化芸術関連事業においても、積極的に文化ボランティアの活用を図ります。

<取り組み例>

- ・ボランティア組織の充実
- ・文化芸術関連事業におけるボランティアの活用

○文化芸術事業の企画・運営に関わる人材の育成

文化芸術事業を企画・運営することができる人材の育成を図ります。

<取り組み例>

- ・文化芸術事業の企画・運営ができる人材育成事業の実施

○文化団体の活動支援

市内で活動する文化団体に対し、継続的な支援を行います。

<取り組み例>

- ・文化団体が市内で実施する文化事業に対する補助金の交付

○文化団体の交流の促進

市内で活動する文化団体の交流を推進し、団体間のネットワークの充実を図ります。

<取り組み例>

- ・複数の文化団体が参加する共同イベントの実施

○文化芸術活動に対する顕彰

市内在住または本市にゆかりがあり、文化芸術等の分野で顕著な功績のあった方を顕彰し、文化芸術活動の活性化を促進します。

<取り組み例>

- ・文化芸術等の分野で顕著な功績のあったものに対する文化賞の贈呈

1-2. 情報基盤の充実

文化芸術に関する人材や団体の情報を収集・提供することで、市民等と芸術家や文化団体の橋渡しを行い、文化芸術活動の促進を図ります。また、文化団体の情報発信に関する支援を行います。

○文化芸術に関わる人材・団体情報の収集・提供

本市の文化芸術に関連する豊富な人材や団体の情報を収集し、提供します。

<取り組み例>

- ・文化芸術に関する人材や団体の情報を収集・提供する人材情報バンク事業の充実

○文化団体の情報発信に対する支援

文化団体が行う事業や会員の募集等についての情報発信を支援します。

<取り組み例>

- ・団体情報や会員募集などの情報をインターネット上に公開できる「生涯学習情報システム」の充実
- ・市内で開催される文化芸術事業を掲載したリーフレットを作成・配布

施策2 文化芸術に対する子どもの感性の向上

【施策の基本的な考え方】

将来の文化芸術を担う子どもの豊かな感性や創造性を育むためには、子どもの頃から質の高い文化芸術に触れる機会や日頃の文化芸術活動の成果を発表する機会の充実を図ります。

【今後の取り組み】

2-1. 子どもの文化芸術教育の推進

子どもの持つ豊かな感性を伸ばし、創造性を育むため、学校教育等との連携を通じて、子どもたちに質の高い文化芸術や多様な文化芸術に触れる機会の充実を図ります。

○未就学児に対する鑑賞・体験機会の充実

未就学児の豊かな体験を支援するため、未就学児に対する催し等の情報を幼稚園・保育園等に提供します。また、未就学児が身近に文化芸術に触れあえる環境づくりに努めます。

<取り組み例>

- ・市民団体や事業者等が行う子育て支援事業（文化芸術関連事業を含む）を紹介する「どこでもキッズミュージアム事業」の推進
- ・絵本を配布し、読み聞かせ方や絵本の選び方などのアドバイスを行う「ブックスタート」事業の推進

○学校等との連携を通じた文化芸術教育の推進

子どもたちが身近に質の高い文化芸術を体験・鑑賞・学習できる環境づくりに向けて、学校等と連携し、アウトリーチやワークショップ事業を実施します。また、子どもたちの郷土意識を高め、知識や教養を育むため、地域の歴史文化資源、美術、民俗文化などを活かした体験学習の充実を図ります。

<取り組み例>

- ・小学校や中学校などで、プロの演奏家による演奏会を実施する「プライマリコンサート」の実施
- ・市立小・中学校等において文化芸術等の分野においてトップレベルの実績がある講師による授業を行う「夢工房未来くる先生ふれ愛推進事業」の実施

2-2. 子どもの鑑賞・発表・体験機会の充実

子どもの豊かな感性や創造性を育むため、学校教育における場だけではなく、気軽に参加できる鑑賞・発表・体験の機会を提供します。また、その実施にあたっては、新しい文化芸術から伝統的・民俗的な文化芸術まで、幅広い文化芸術を活用します。

○子どもを対象にした鑑賞・体験機会の充実

未来を担う子どもたちが文化芸術に出会い体験できるよう、子どもを対象とした様々なプログラムを継続して実施します。その実施にあたっては、地域の文化人や芸術家とも連携し、また、伝統的・民俗的な文化芸術など、多様な文化芸術を活用した手法を検討します。

<取り組み例>

- ・子どもたちも楽しめるコンサート等の実施
- ・伝統文化施設における子どもを対象とした伝統文化体験教室の開催

○子どもを対象にした発表機会の充実

子どもたちの文化芸術の創造や活動の意欲を高めるため、子どもたちが日頃の文化芸術活動の成果を発表する機会の充実を図ります。コンテストを開催し、練習の成果に対する評価や講評を行ったりすることにより、将来の芸術家の育成という視点も踏まえながら実施していきます。

<取り組み例>

- ・小学生・中学生を対象とした管楽器と打楽器の独奏コンテスト「ジュニアソロコンテスト」の開催
- ・市内で活動している子どもを中心としたグループへ発表の場を提供する「子ども文化祭」の開催

施策3 伝統的・民俗的な文化芸術の継承と発展

【施策の基本的な考え方】

伝統的・民俗的な文化芸術の継承と発展を図るため、こうした文化芸術の持つ価値に対する認識や理解を深め、継続的に支援をします。

【今後の取り組み】

3-1. 伝統的・民俗的な文化芸術の継承

伝統的・民俗的な文化芸術の継承を図るため、後継者育成に対する支援や鑑賞及び参加の機会を充実します。

○伝統的・民俗的な文化芸術に対する支援

伝統的な文化や地域に伝わる伝統行事や郷土芸能等を継承していくための支援を行います。

<取り組み例>

- ・青少年の健全育成及び郷土芸能伝承を目的とする団体の活動支援
- ・文化団体が市内で実施する文化事業に対する補助金の交付【再掲】

○伝統的・民俗的な文化芸術に関わる鑑賞及び参加機会の充実

伝統的な文化や郷土芸能等に対する興味を高め、理解を深めることができるよう、鑑賞や参加の機会を提供します。

<取り組み例>

- ・伝統文化施設における鑑賞事業の実施
- ・伝統文化施設における伝統文化体験教室の実施

3-2. 伝統的・民俗的な文化芸術の振興

伝統的・民俗的な文化芸術の発展に資するため、その活用と発信に努めます。

○伝統的・民俗的な文化芸術の活用・発信

地域の歴史や文化を伝えるため、文化関連事業における活用を図り、さいたま市の魅力ある地域資源として、広く発信します。

<取り組み例>

- ・伝統的・民俗的な文化芸術を活用した体験学習の実施

施策4 文化芸術に対する理解及び関心の促進

【施策の基本的な考え方】

文化芸術都市の実現に向け、文化芸術に対する理解や関心の促進を図るため、文化芸術に接する機会の充実を図ります。事業を展開するにあたっては、あらゆる世代に向けた幅広い文化芸術や人々の感性を刺激するような先進的な文化芸術の活用など、多様な市民ニーズを反映していく必要があります。特に、将来の文化芸術の担い手である若い世代に対しては、多様な生活スタイルに合わせ、若い世代が参加しやすい仕組みづくりをしていくことが重要です。

【今後の取り組み】

4-1. 鑑賞機会の充実

文化芸術に対する理解と関心を深めるため、美術作品や音楽などの幅広い文化芸術の鑑賞機会を提供します。

○身近な鑑賞機会の創出

美術館や文化施設等を訪れなくても、近隣施設やまちなかなど身近な場所で、気軽に文化芸術を鑑賞することができる環境づくりに努めます。また、障害者施設や高齢者施設において、芸術家によるコンサートや公演などのアウトリーチ事業を推進し、障害者や高齢者が身近に文化芸術と触れあえる機会の充実を図ります。

<取り組み例>

- ・区役所におけるロビーコンサートの開催
- ・音楽やアートを活用したまちなかで行うイベントの開催

○魅力ある文化芸術の鑑賞機会の提供

幅広い世代を対象に、魅力ある文化芸術を鑑賞する機会の充実を図ります。また、本市は、うらわ美術館、大宮盆栽美術館、漫画会館といった特徴のある施設を整備しており、今後も市民等の文化芸術に対する理解や関心を高めるため、各施設の特徴を活かした企画による展示の充実を図ります。

<取り組み例>

- ・日本フィルハーモニー交響楽団等と共催で行う「名曲コンサート」の開催
- ・美術館等における展示事業の充実

4-2. 活動への参加機会の充実

文化芸術に対する理解と関心を深めるため、きっかけとなる発表や体験の機会を提供します。

○発表機会の充実

幅広い世代の人が文化芸術活動の成果を発表する機会の充実を図ります。身近な施設を活用し、幅広い文化芸術分野の発表機会を提供することで、創作活動の意欲向上を図り、文化芸術に対する理解と関心を深めます。

<取り組み例>

- ・公民館において利用団体が日頃の活動成果を発表する「地区公民館文化祭」の開催
- ・日本画・洋画・彫刻・工芸・書・写真の6部門の公募作品の展示を行う「さいたま市美術展覧会」の開催

○体験機会の充実

幅広い世代の人が文化芸術を体験できる機会の充実を図ります。実際に体験することで、文化芸術に対する理解と関心をより一層深めます。

<取り組み例>

- ・文化芸術に関する体験講座の実施

4-3. 鑑賞・参加機会に関する情報収集・提供

市民等の鑑賞・参加機会の充実を図るため、市内で行われる文化芸術イベント等の情報を収集し、提供します。

○文化芸術事業に関する情報収集・提供

市が主催する事業や市内の文化団体や芸術家等が行っている文化芸術活動の情報を広く収集し、発信します。

<取り組み例>

- ・文化・イベント情報誌やホームページを通じた情報提供
- ・市内で開催される文化芸術事業を掲載したリーフレットの作成・配布【再掲】

施策5 地域に根ざした文化芸術に関する資源の発掘・保護・活用

【施策の基本的な考え方】

本市は、合併により誕生した都市であり、地域の長い歴史や生活の中で育まれてきた多彩な文化芸術に関する資源があります。これらの資源を発掘・保護・活用するとともに、さいたま市の魅力ある文化芸術に関する資源として「盆栽」「漫画」「人形」「鉄道」を位置づけ、積極的な振興を図ります。

【今後の取り組み】

5-1. 盆栽文化の振興

盆栽は、「生きた芸術作品」として、日本国内はもとより、海外からも高く評価されています。本市における盆栽文化は、大正14年（1925年）に「大宮盆栽村」が誕生してから今日に至るまで、長い歴史の中で育まれてきました。現在、盆栽園が点在する大宮盆栽村は、大宮盆栽美術館を中心とする盆栽文化の発信拠点として、世界から注目されています。このように世界に誇れる盆栽文化を積極的に振興し、国内外に発信していきます。

○大宮盆栽美術館の活性化

世界に誇る盆栽文化の拠点施設として、「大宮の盆栽」の文化を発信し、地域と連携を図りながら、調査研究、資料収集、展示、教育普及などの多様な事業を展開します。特に海外での盆栽の愛好者の増大に伴い、PR活動を積極的に推進します。また、他分野の文化芸術とコラボレーションするなど、盆栽の新たな魅力を創造し、広く発信します。

○大宮盆栽美術館周辺のまちづくりの推進

『さいたま市大宮盆栽美術館振興アクションプラン』を踏まえ、漫画会館や盆栽四季の家などの周辺施設との連携や活用、未利用地の活用を検討し、大宮盆栽美術館を拠点としたまちづくりを推進します。

○盆栽に関わる産業振興、発信力の強化

「大宮盆栽」を世界的ブランドとして確立し、海外からの観光客や海外への販路の拡大を図るため、海外でのプロモーション活動等を実施する、「大宮盆栽」海外展開プロジェクトを推進していきます。また、「大宮盆栽」の伝統的な技術を継承する盆栽園を伝統産業に属する事業所として市内外に広く発信します。

○市民等との接点の拡大

盆栽に関する各種イベントや盆栽教室などを通じて、盆栽と触れあう機会の拡充を図ることで、愛好者の増加につなげ、盆栽文化の活性化を図ります。

5-2. 漫画文化の振興

日本近代漫画の先駆者である北沢楽天は、昭和23年(1948年)盆栽町に「楽天居」を構え、終の棲家としました。同地は作品とともに市に寄贈され、その場所にはさいたま市立漫画会館が建設され、現在、楽天ゆかりの品や作品を展示しています。日本近代漫画の先駆者ゆかりの地としての地域特性を活かし、漫画文化の振興を図ります。

また、漫画の持つ重要な要素の一つであるユーモアを切り口とした事業を、地域中核施設プラザノース内に設置されているユーモアスクエアを拠点として、積極的に展開します。

○漫画会館の活性化

北沢楽天ゆかりの作品等の資料を収集、整理、調査、保存し、収蔵品を中心とした展示や現代の漫画家の作品を紹介する企画展を充実します。また、大宮盆栽美術館や盆栽四季の家などの近隣施設との連携を図り、効果的に事業を推進します。

○ユーモアスクエアの活性化

世界各国から一枚漫画を集め、展示する「国際漫画フェスティバル」やユーモア写真のコンテスト「ユーモアフォトコンテスト」など、漫画とユーモアをテーマとした各種事業を展開し、漫画とユーモアを総合的に推進する拠点として機能の拡充を図ります。

○情報発信力の強化

他分野の文化芸術とのコラボレーションを通じたPR活動の拡充や多様な情報媒体の活用により、漫画文化に関する積極的な情報発信を図ります。

○漫画文化に関わる人材育成

子どもを対象にした漫画教室、各種公募作品展等を通じ、漫画文化の裾野を拡大し、漫画に関わる人材の育成を図ります。

5-3. 人形文化の振興

城下町として長い歴史を持つ岩槻は、日本有数の人形生産地として知られています。その職人技術は江戸時代に花開いた衣装人形や木目込み人形の伝統を受け継ぐものであり、日々の生活の中に、人形が身近なものとして根付いています。このように、「人形のまち」と知られる岩槻で生まれ受け継がれてきた伝統ある人形文化の振興を図ります。

○(仮称)岩槻人形会館の整備

さいたま市の魅力ある資源である人形文化の拠点施設として、(仮称)岩槻人

形会館を整備します。

人と人形の歴史を調査・研究し、その成果を、展示等を通じて市民を中心とする人々に広く公開することで、人々の人形への親しみを醸成し、人形文化を未来へと継承します。また、『(仮称)岩槻人形会館振興アクションプラン』などを踏まえ、岩槻駅周辺地区より(仮称)岩槻人形会館に至るまちづくりを推進します。

○人形に関わる産業振興

特色ある地域資源である「岩槻人形」を観光資源としてとらえ、本市の魅力として発信していくほか、工房見学や人形作り体験等による産業観光の資源としての活用を検討します。また、「岩槻の人形」の伝統的な技術を継承する事業所に対する支援を行うことで産業の活性化を図ります。

○市民等との接点の拡大

人形をテーマにした体験プログラムを実施し、人形文化と触れあう機会の拡充を図ります。

5-4. 鉄道文化の振興

明治16年(1883年)の高崎線開通にともない、浦和駅が開業、明治18年(1885年)には、日本初の幹線鉄道の分岐点となる大宮駅が開業、明治27年(1894年)には、大宮工場(現:大宮総合車両センター)の開業と同時に、日本三大操車場の1つ「大宮操車場」が整備され、本市は、鉄道のまちとして発展してきました。現在、大宮駅は東日本最大級のターミナル駅となり、また、平成19年(2007年)には、日本及び世界の鉄道に関わる遺産・資料を体系的に保存し、調査研究を行うとともに、車両等の実物展示や鉄道の原理・仕組みと最新技術についての体験等ができる「鉄道博物館」が開館し、多くの来場者が訪れています。こうした本市における鉄道の歴史を踏まえ、鉄道文化として振興を図ります。

○鉄道博物館等との連携強化

本市の鉄道文化の拠点であり、全国的な発信力を持つ鉄道博物館と連携した事業等を検討し、鉄道文化の振興を図ります。また、その他の鉄道関係事業者とも連携し、鉄道関連イベントにおける鉄道文化の啓発や子どもたちの工場見学等の体験機会を提供し、広く鉄道文化の普及・啓発を推進します。

○鉄道に関わる人材活用

地域の鉄道に関する人材と連携し、鉄道文化の啓発を行うなど、市民等との協働による鉄道文化の振興を図ります。

○鉄道文化に関わる情報発信力の強化

各種文化関連事業と連携し、鉄道文化の啓発に努めるとともに、ホームページや本市の鉄道文化に関する冊子の配布などを通じて、広く情報発信を図っていきます。

5-5. 地域に根ざした文化芸術の振興

本市の歴史や暮らしの中で培われてきた文化芸術資源を掘り起こし、事業に活用し、広く発信することで、地域に根ざした文化芸術の振興を図ります。

○地域に根ざした文化芸術資源の活用

本市の歴史や暮らしの中で育まれてきた文化芸術資源を活用し、市民等に広く発信を行い、地域に根ざした文化芸術が継承されていくように努めます。また、各区においては、区民との協働を図りながら、地域の歴史や個性ある文化芸術資源を活用した様々な事業を企画・推進します。

<取り組み例>

- ・各区における文化芸術関連事業の推進
- ・本市にゆかりのある現代短歌関連事業の実施

○地域に根ざした文化芸術資源の発信

各区の地域に根ざした文化芸術資源やその資源を活用した事業について、市民等に広く発信します。

<取り組み例>

- ・市報各区版による情報の発信
- ・区ホームページによる情報の発信

5-6. 文化財の保護・活用

本市の貴重な文化芸術資源である文化財の保護・活用に努めます。

○文化財の保護・活用

文化財の適切な保護・継承を図るとともに、文化芸術資源としての活用を図り、地域文化の振興を図ります。

<取り組み例>

- ・見沼通船堀閘門開閉実演の開催

○文化財の発信

文化財に関する情報発信や公開に努め、その魅力や価値を伝えます。

<取り組み例>

- ・文化財刊行物の作成・配布

施策6 多様な文化芸術に触れる機会の提供

【施策の基本的な考え方】

多様な文化芸術と触れあう機会を通して、文化芸術に対する意識を高めるとともに、多様な交流や地域全体への波及効果を生み出すなど、文化芸術の創造性を最大限に発揮し、文化芸術都市の実現を図ります。

【今後の取り組み】

6-1. 文化芸術を活かしたシンボル事業の開催

文化芸術都市創造の中核事業として、文化芸術を活用したシンボル事業を開催します。開催にあたっては、本市の文化芸術を広く発信するとともに、観光分野との連携を図り、国内外からの集客を促進し、地域経済の活性化を目指します。また、市民等が担い手として広く参画できるような仕組みづくりについても検討します。

○文化芸術を活用した大規模イベントの検討

本市の文化芸術の活性化、文化芸術を通じた幅広い交流の機会の創出、地域経済の活性化などの視点を踏まえ、様々な開催方法を検討します。

＜取り組み例＞

- ・シンボル事業を支えるボランティアの育成
- ・シンボル事業の情報発信方法の検討

6-2. 文化芸術資源を活かした都市空間の形成

本市には、見沼田圃に代表されるような豊かな自然や数多くの貴重な文化財など長い歴史の中、地域で育まれてきた多様な文化芸術資源があります。文化芸術都市の創造にあたっては、このような文化芸術資源を活用した都市空間を形成し、市民等の生活の中に歴史・文化が息づくまちづくりを推進し、多様な文化芸術に触れる機会を創出します。

○文化芸術資源を活かしたまちなみづくり

本市の地域の特性を活かし、歴史・自然・文化等の資源を活用したまちなみづくりを推進します。

＜取り組み例＞

- ・城下町の歴史・文化を活かしたまちづくりを行う「岩槻駅周辺地区まちづくり事業」の推進
- ・さいたま芸術劇場までの主要ルートへの賑わいの創出と文化芸術のまちづくりを推進する「アートストリート整備事業」の推進

6-3. 文化芸術を通じた交流の推進

文化芸術を通じた国内外との交流を促進し、本市の文化芸術を広く発信し、本市のイメージアップを図るとともに、多様な文化芸術に触れる機会の創出を図ります。

○国際的な文化芸術イベントを通じた交流

国際的なイベントを通じて、世界の文化芸術に触れあう機会を提供し、また、交流を通じて本市の文化芸術を世界に発信します。

<取り組み例>

- ・シンボル事業を通じた国際交流の推進
- ・日本と世界各国の漫画家の作品を展示する「国際漫画フェスティバル」の開催

○本市とゆかりのある都市との交流

本市とゆかりのある都市と文化芸術を通じた交流を図ることで、多様な文化芸術に触れる機会を提供します。

<取り組み例>

- ・文化芸術を通じた海外都市との交流
- ・文化芸術を通じた他市との連携・交流

施策7 文化芸術活動の場となる施設の充実

【施策の基本的な考え方】

本市には、比較的大きなホール機能を備えた文化センター、市民会館やプラザの他、コミュニティセンターや公民館、さらには、図書館や博物館など、市民の文化芸術活動の場となる施設が数多くあります。

こうした文化施設の安全性を確保し、基本的な機能を維持するための日常的、計画的な管理運営を行うことはもとより、多様化する市民等の文化芸術活動に関するニーズに的確に対応し、文化芸術活動の一層の活性化を図るため、各施設の特性を十分に発揮し、市民等の誰もが文化芸術を楽しむことができるよう、施設機能の充実を図ることが必要です。

【今後の取り組み】

7-1. 文化芸術の活動の場となる施設の機能向上・充実

文化芸術の活動、鑑賞の場となる施設の利便性を向上させるため、利用者のニーズにあった効果的な機能や設備の充実を図ります。

○施設機能・設備の選択と集中

安全に利用できるための適切な維持管理を行うとともに、利用者や時代のニーズに合った利用価値の高い施設を提供できるよう、施設機能や備品の選択と集中を進めます。

<取り組み例>

- ・利用者ニーズの高い設備、備品の集中整備

○利用者に優しい施設の創出

乳幼児を連れた利用者、高齢者や障害のある方、外国語を母語とする方など、多様な利用者にとって利用しやすい環境を創出するため、ユニバーサルデザインの考え方のもと、施設のバリアフリー化を図ります。

<取り組み例>

- ・施設のバリアフリー化の推進

○利用プロセスの利便性向上

施設予約や備品等の利用手続き、料金制度など、利用者の視点に立った制度整備を図ります。

<取り組み例>

- ・公共施設予約システムの改善
- ・施設間での料金、各種制度の整合

7-2. 文化施設の情報機能の充実

文化施設の情報に関する機能を充実し、施設が行う文化芸術事業をより効果的に発信し、また、個人や団体が行う文化芸術活動に関する情報を収集・発信することで、活動の促進を支援します。

○文化施設の情報機能の強化

文化施設において文化芸術活動を行う団体や個人が、活動内容の紹介や情報交換、人材募集等の情報を発信できる機能の設置を検討します。

<取り組み例>

- ・文化芸術を行う個人や団体の情報発信を支援する（仮称）文化芸術活動情報サロンの設置

○文化芸術関連施設間のネットワークの強化

市内にある文化芸術関連施設間のネットワークを強化し、連携事業、情報共有を通じて、相互に施設の情報発信力の向上を図ります。

<取り組み例>

- ・大宮公園駅周辺 9 施設の連携による「ミュージアムビレッジ大宮公園」事業の推進

6. 計画の推進にあたって

(1) 施策を実施する上での考え方

文化芸術都市の創造に向けた施策1～7の実施にあたっては、次の視点を踏まえた施策の展開を図ります。

○関係団体等との連携

本市の文化芸術施策を実施する専門的な機関である公益財団法人さいたま市文化振興事業団をはじめ、埼玉県、周辺自治体、大学等の教育機関、市内の文化芸術関連団体など、様々な団体や組織と連携を強化し、積極的に情報交換を行うなど、効果的な施策の推進を図ります。

○地域経済の活性化と産業振興

本計画の推進にあたっては、地域経済の活性化や産業の振興の視点に配慮した施策展開を図ります。

(2) 市内の推進体制の整備

本計画は、経済・観光・教育・環境・健康福祉・都市計画等、広範な分野との連携を図りながら、総合的な文化政策を展開していくことを基本としています。計画の推進にあたっては、市内横断的な連携を図り、進捗状況などの情報を共有することで、効果的な推進を図ります。

■さいたま市文化芸術都市創造条例

さいたま市条例第42号

さいたま市文化芸術都市創造条例

文化は、長い歴史と風土の中で育まれていくものであり、時間をかけて文化の振興を図る必要がある。文化の中核をなす文化芸術は、人々の創造性を豊かにし、生活にゆとりと潤いをもたらし、豊かな人間関係を育むものであるだけでなく、新たな産業を生み出すなどの経済効果をもたらし、ひいては地域の振興に寄与し、活力のある都市づくりに結びつくものである。

本市は、文化芸術が古くから生み育てられ、暮らしの中に根ざしているとともに、東日本の交流拠点都市として高度で多様な都市機能が集積していることから、文化芸術をはじめとする様々な分野の活動に適している。また、本市は、合併により誕生した新しい都市であり、文化芸術に関する多彩な地域資源を活かした都市イメージの確立を目指している。

こうした状況の下、真に愛し、誇れる郷土を実現するためには、市民等が文化芸術を楽しむライフスタイルを確立するための環境を整備し、文化芸術に関する活動を行う市民等の自主性を尊重し、市民等の意見を反映させることによって、市民等が主体となる文化芸術の振興が求められている。そして、古くから培われてきた文化芸術の持つ伝統と新しい文化芸術の持つ創造性により、本市の経済や教育、都市計画等の様々な分野に影響を与え、地域の活性化を図り、新たな都市としての魅力を高め、文化芸術都市としてのさいたま市を創造することが必要である。

ここに、さいたま市は、総合的かつ持続的な文化芸術の振興を図り、市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市を創造するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術都市の創造に関し、基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、市民等の理解と協力を得ながら、文化芸術都市の創造のための施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ持続的な文化芸術の振興を図り、もって市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市を創造することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 文化芸術 次に掲げる芸術等であって、盆栽、漫画、人形、鉄道といった地域の活性化及び都市としての魅力の増進に資するものをいう。

ア 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術

イ 芸能（伝統的又は民俗的な芸能に加え、落語、歌唱等の芸能をいう。）

ウ 茶道、華道、書道その他の生活に係る文化

エ 囲碁、将棋その他の国民的娯楽

(2) 文化芸術都市 市民等が自主的に文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行い、又は文化芸術を享受することにより市民等の文化芸術以外の分野における活動が促進され、かつ、文化芸術の振興を契機として地域が活性化し、市民等が充実した生活を送ることのできる活力のある都市をいう。

(3) 市民等 市内に居住し、通学し、通勤し、又は滞在する者、市内において事業活動を行う者及び市内において文化芸術活動を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 文化芸術都市の創造に当たっては、市民等が愛着と誇りを持つことができる活力のある都市の形成の推進が図られるものとする。

2 文化芸術都市の創造に当たっては、市民等の自主性が尊重されるとともに、市民等の文化芸術に対する理解及び関心が深められることにより、市民等の生活の充実が図られるものとする。

3 文化芸術都市の創造に当たっては、市及び市民等が相互に連携し、及び協力することにより、文化芸術の振興が効果的に図られるものとする。

4 文化芸術都市の創造に当たっては、地域で育まれてきた文化芸術の保存及び活用並びに新たな文化芸術に配慮された環境の整備が図られるものとする。

5 文化芸術都市の創造に当たっては、子どもから高齢者まで広く、文化芸術に親しむこと又は文化芸術活動を行うことができるための適切な支援が図られるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、前条に定める基本理念にのっとり、文化芸術都市の創造に関する施策（第7条に定める施策をいう。以下同じ。）を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、市民等が文化芸術都市を創造していく担い手であることを認識し、その自主性を尊重しつつ、市民等に対する支援を行うものとする。

(市民等の相互理解等)

第5条 市民等は、自らが文化芸術都市を創造していく担い手であることに鑑み、相互に理解し、尊重し、協力し、及び支援するよう努めるものとする。

(文化芸術都市の創造のための計画)

第6条 市長は、文化芸術都市の創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、文化芸術都市の創造のための計画を策定するものとする。

2 市長は、前項の計画の策定及びその変更に当たっては、その趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民等の意見を求めなければならない。

(文化芸術都市の創造に関する施策)

第7条 市は、文化芸術都市の創造のために必要な文化芸術活動を促進するため、文化芸術活動を行う者及びこれらの者を支えるボランティアの育成、交流の機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、文化芸術に対する子どもの感性を高めるため、文化芸術に関する教育の充実、子どもが行う文化芸術活動に対する支援その他の必要な施策を講じるものとする。

3 市は、伝統的又は民俗的な文化芸術の継承及び発展に資するため、後継者の育成、確保、支援その他の必要な施策を講じるものとする。

4 市は、市民等の文化芸術に対する理解及び関心を深めるため、市民等が文化芸術を鑑賞し、又は文化芸術活動に参加する機会の充実を図り、これらの機会に関する情報の収集及び提供その他の必要な環境の整備を行うものとする。

5 市は、地域に根ざした文化芸術に関する資源の発掘、保護、活用その他の必要な援助を行うものとする。

- 6 市は、市民等に対し、多様な文化芸術に触れる機会を提供するため、様々な文化芸術に関する施策の連携その他の必要な施策を展開し、及び充実するものとする。
- 7 市は、文化芸術活動の場となる施設の充実を図るため、当該施設における文化芸術活動を行いやすくするための機能の充実その他の必要な環境の整備等を行うものとする。
- 8 市は、前各項に定める施策の実施に当たっては、関係団体等との連携に努めるとともに、地域経済の活性化と産業の振興に配慮するものとする。

(他の施策における配慮)

第8条 市は、市が行う他の施策の推進においても、文化芸術都市の創造に資するように配慮するものとする。

(財政上の措置)

第9条 市は、文化芸術都市の創造に関する施策の実施のため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

(審議会の設置)

第10条 第6条第1項の計画の策定及び文化芸術都市の創造に関する施策について、市長の諮問に応じ調査審議するため、さいたま市文化芸術都市創造審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 公募による市民等（次号に掲げる者を除く。）

(3) 市内において、事業活動を行う者又は文化芸術活動を行う者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 第2項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

7 審議会は、第1項の規定による調査審議に当たっては、次条の意見を交換するための場における当該意見について必要な配慮をするものとする。

(施策の効果的な推進のための意見交換)

第11条 市は、文化芸術都市の創造に関する施策の効果的な推進を図るため、市、市民等及び文化芸術に関する専門的な知識又は経験を有する者が相互に意見を交換するための場を設けるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。